

A-3 山元町坂元中浜地区

2012年2月14日(火)

報告者名	高倉 浩樹	被調査者生年	1971年(男)
調査者名	高倉 浩樹	被調査者属性	山元町教育委員会
補助調査者	赤尾 智宏		

最近の状況(2011年12月調査以降から2012年2月)

2月23日木曜日午後7時から教育委員会で、他の神楽保存会の人も含めて今度の対応を協議する事になった。宮城県文化保護課のA氏から文化財保護振興政策と地域社会の関与具体的には各種補助制度などに関する説明会。

今までも町独自の予算としては無形民俗文化財保護について、年間1.3万円だった。これがさらに削減される可能性。町としての神楽への支援が難しいという。この予算は町内のイベントに参加した保存会に対するお礼のような扱い。少ないけど、これすらなくなると、いろいろ頼みにくいという。

中浜神楽については、現在中浜小学校の児童による「子ども神楽」が行われている。現在、中浜小学校は津波被災の影響で、隣接する坂元小学校の敷地内で運営されている。いわゆる二校併設という状態。この状態でも2011年11月には子ども神楽をおこなった。

話者自身、新聞やテレビなどのマスメディアをみていると、被災各地で祭りが行われている報道を目にする。そうすると「どうやって祭りをやっているのだろうか?」と不思議におもってしまう(逆に知りたい)。

祭りの復活は、小学校を中心に、総合教育の科目をからめてやっていく。

中浜神楽に関わる天神社は正式には「高瀬天神社」という。祭神は菅原道真公。詳しくは『山元町史』1巻に記載がある(その部分の資料複写をもらう)。また『山元町ふるさと地名考』(山元町教育委員会、1994年初版、2000年三刷)も参考になる(購入した)。

町の震災対応状況

2011年12月末に、町議会で「基本計画」が議決された現在、山元町のHPの復興計画のところからダウンロード可能となっている。この文書のなかに「とだえることのないように」という文言を入れた。

正式には「山元町震災復興計画 基本構想 ―キラリやまもと! みんなの希望と笑顔が輝くまち―」(2011年12月山元町)という文書で、その32頁に『学校教育・生涯学習』のなかで(1)復旧期には「震災で被害を受けた文化財の復旧を図り、伝統ある芸術文化がとだえることのないよう継承の場の確保につとめます」(2)再生期「歴史ある文化財の再生に努め、芸術文化を伝承するための機能整備を図り、後世に引き継げる環境づくりを推進します」(3)発展期「後世に残る文化財の保全活用にあたるとともに、芸術文化を伝承するリーダー育成を図ります」とあ

る。

津波被災地の土地利用・建物再建については町からすでに方針がだされ、住民への説明会がすでに行われている。以下は町からの支援。第1種は宅地の買い上げ、移転が前提。ただし事務所や工場などの居住用建造物でなければ再建は可能。第2種は宅地の買い上げがあり、一方元の場所に再建する場合、土地のかさ上げをすれば許可。第3種は宅地の買い上げ無し、土地のかさ上げすれば支援あり。支援は、土地の種類だけでなく、町指定の土地に立てるか、町外に引越すかなどによって支援の条件は大きく変わる。

買い上げの価格については、不動産鑑定士がはいって震災直前の状況を客観的にだす。これに対して掛け率をどのように算出するかどうかは役場で決める。

住民がどのくらい宅造するかで予算は大きく変わるので、現在役場で情報の収集を行っている。同時並行として住民への説明会（10月下旬）と個別面談が現在実施されている。この説明会が10月に行われた根拠は、10月28日の町議会の臨時議会で採択された条例「山元町災害危険区域に関する条例」がある（11月1日施行）。

2月13日の朝日新聞に山元町にこれに関連して1億円という話が報道された。この買い上げの対象は、現在仮設住宅などにくらしている人だけでなく、3.11の時点で山元町に住所があった人すべてが対象。ある意味では「山元町にもどりませんか」という呼び掛けでもある。

上記の支援はあくまで町の予算によるもので、それ以外の補助もある。国からののは厚生労働省からのもので「被災者生活再建支援金」という法的制度がある。またいわゆる義援金は、赤十字社を通して入ってくる。